

◎新潟県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字よしあ沢丙65の1、丙66から丙68まで、丙556、丙558から丙561まで、丙563の1、字ぬけま丙69から丙71まで、丙73の1、丙73の2、丙74から丙78まで、丙80から丙82まで、丙85から丙90まで、丙93、丙94、丙95の1、丙95の2、丙96、丙97の1、丙98から丙101まで、丙104、丙105の1、丙466の2、丙471、丙474、丙475の1、丙475の2、丙476の1、丙476の2、丙477から丙479まで、字上小倉丙72、字岩土丙181の1、181の2、丙182、丙183、丙186から丙188まで、丙188の子、丙189、丙190、丙190の子、丙192の1、丙192の2、丙193の1、丙193の2、丙194から丙196まで、丙248、丙248の子、丙249から丙252まで、丙274、丙286、丙291、丙305から丙307まで、丙312から丙322まで、丙324から丙336まで、丙355、丙356の子、丙366、丙374、丙374の子、丙375の1、丙376、丙377、丙386、丙390、丙391、丙392の1、丙393の1から丙393の6まで、丙393の8、丙394から丙398まで、丙399の1、丙399の2、丙400の1、丙400の2、丙400の子、丙401から丙407まで、丙408の1、丙408の2、丙409から丙412まで、丙427、字やけ柱丙241、丙241の子、丙242の1、丙242の2、丙243、丙244、丙245の1、丙245の2、丙246の1、丙246の2、丙253、丙253の子、丙254から丙256まで、丙257の1、丙257の2、丙258、字小笹沢丙378から丙380まで、丙387から丙389まで、字大沢丙413から丙421まで、丙421の子、丙422、丙423、丙424の1、丙424の2、丙424の子、丙425、丙426、丙428、丙429、丙433、丙437、丙480、丙481の1、丙481の2、丙482から丙489まで、丙495、丙495の子、丙495の丑、丙501の1、丙501の2、丙502から丙506まで、丙509、丙510、丙510の子、丙511から丙513まで、丙514の1、丙514の2、丙515の1、丙515の2、丙516の1、丙516の2、丙517の2、丙517の3、丙518の1、丙519、字たきの下丙438、丙445、丙447、丙448、丙450の1、丙450の2、丙451の1、丙451の2、字上原丙538の1、丙541から丙543まで、丙544の1、丙545、丙546の2、丙546の3、丙547から丙554まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）